

食育政策の妥当性 ①

1. 施策対象の妥当性

7つの基本理念(What)

(基本法第2条～第8条)

1. 国民の心身の健康の増進と豊かな人間形成(第2条)
2. 食に対する感謝の念と理解(第3条)
3. 食育推進運動の展開(第4条)
4. 子どもの食育における保護者・教育関係者等の役割(第5条)
5. 食に関する体験活動(第6条)
6. 伝統的な食文化、環境と調和した生産等への配慮、農山漁村活性化、食料自給率向上(第7条)
7. 食品の安全性の確保(第8条)

7つの基本的施策(How)

(基本法第19条～第25条)

1. 家庭における食育の推進
2. 学校・保育所等における食育の推進
3. 地域における食生活の改善のための取組の推進
4. 食育推進活動の展開
5. 生産者と消費者の交流の促進、環境と調和のとれた農林漁業の活性化等
6. 食文化の継承のための活動への支援等
7. 食品の安全性、栄養その他の食生活に関する調査研究、情報の提供及び国際交流の推進

《基本法の目指す日本の姿》

○日本社会

- ・伝統食文化の継承(第7条)
- ・地域の特性を生かした食生活の保存(第7条)
- ・環境と調和のとれた食(第7条)
- ・食料自給率向上(第7条)
- ・生産者と消費者の交流等を通じた農山漁村の活性化(第7条)
- ・食品の安全性等食の情報提供と意見交換(第8条)
- ・国際的な連携(第8条)

○国民

- ・食に関する適切な判断力(第2条)
- ・健全な食生活(第2条)
- ・豊かな人間形成(第2条)
- ・食に関する感謝の念や理解(第3条)
- ・体験活動を通じた食の理解(第6条)
- ・食品の安全性についての理解(第8条)
- ・食育推進運動への参加(第4条)

○地域

- ・地域住民その他多様な主体の参加と協力・連携・全国展開(第4条)

○家庭

- ・家庭が食育に重要な役割を果たすことの認識(第5条)
- ・子どもの食育の推進(第5条)

○学校等

- ・教育における食育の重要性の自覚(第5条)
- ・子どもの食育に関する活動への取組(第5条)



現行11指標の対象

社会の変化については
ほとんどカバーされていない

- ①食育への関心率
- ⑤栄養バランス等に配慮した食生活率
- ⑥メタボ予防生活実施率
- ⑦よく味わうなど食べ方に関心ある割合
- ⑨農林漁業体験割合
- ⑩食品の安全性に関する基礎知識の保有割合
- ⑧食育推進ボランティア数
- ③朝食欠食割合
- ②週間共食回数(家族)
- ④給食の地場産物等使用率
- ⑪推進計画の作成・実施市町村割合

地域・家庭・学校等の変化は
ほとんどカバーされていない

平成26年度事業

- 食育白書(23百万円)
- 食育推進評価専門委員会(3百万円)
- 食育理解促進(食育月間・全国大会等)(65百万円)
- 食育活動の全国展開(65百万円)
- 食育に関する意識調査(9百万円)
- 健康日本21(第2次)(551百万円)
- 食品廃棄物発生抑制・再生利用促進(89百万円)
- 農林漁業者による食育の推進(333百万円)
- 食品安全に関するリスクコミュニケーション(73百万円)
- 子どもの生活習慣づくり支援事業(19百万円)
- 母子保健活動(8百万円)
- スーパー食育スクール事業(201百万円)
- 栄養教諭育成講習事業(1百万円)
- 食生活学習教材の配布(26百万円)
- 学校給食における食物アレルギー対策(24百万円)
- 学校給食の現代的課題に関する調査研究(33百万円)